

## 4 子どもを守るセーフティネットの整備

### 1 児童虐待防止対策の推進

#### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 児童相談所の児童福祉司、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置について、国の責任において、十分な確保・育成対策並びに財政措置を講じること。

#### ◆現状・課題

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事案も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっている。

そのため、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を決定するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、児童相談所の体制や専門性の強化等に取り組むこととした。

さらに、令和元年6月には児童福祉法の改正等により、児童福祉司の配置基準に加え、児童心理司の配置基準が法定化された。このほか、弁護士の配置や、医師・保健師の配置の義務化など、児童相談所の体制強化等を図るための方策が決められた。

本県では、これまで、児童福祉司や児童心理司等の確保や職員の専門性の向上に取り組んできたが、特に虐待相談対応件数も多く、これらの職員の確保・育成が非常に困難であり、国からの財政的支援や枠組みの構築が必要である。

#### ◆実現による効果

児童相談所の体制及び専門性の強化が図られることにより、児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を確保するとともに、市町村への支援の強化が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

- (2) 要保護児童の一時保護先の確保のため、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置促進、及び入所児童の生活・学習支援等の改善が図られるよう、一時保護実施特別加算費の充実を図ること。

### ◆現状・課題

本県においても、児童虐待相談対応件数に比例し、児童相談所の一時保護所の入所率も恒常的に高い状態が続いている。

そのため、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制整備について」（雇児発 0905 第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により示された、「児童養護施設等において、本体施設の定員とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施する」方針は、大変有効な取組であると受け止めている。

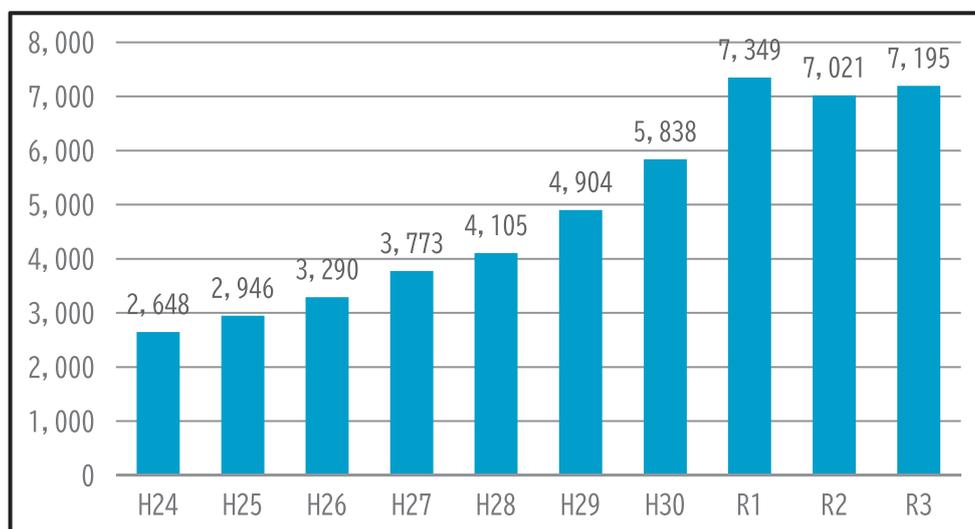
しかし、実施主体となる児童養護施設等を運営する社会福祉法人からは、「一時保護実施特別加算費実施要綱」で規定される専任職員の配置基準や各加算費保護単価では、当該事業の運営は厳しいとの見通しがあり、実施につながっていない状況である。

このことから、一時保護専用施設において安定的な一時保護の受入が可能となるよう、各加算費保護単価の充実を図る必要がある。

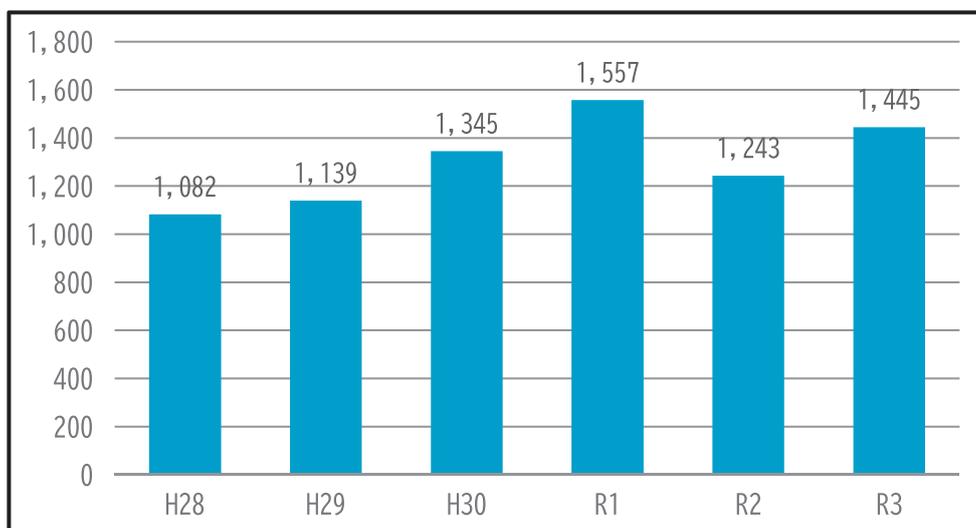
### ◆実現による効果

一時保護受入体制が整備されることにより、保護が必要な事案に対し、迅速・的確な一時保護対応が可能となり、要保護児童の安全の確保と権利擁護が図られる。

本県所管児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



本県所管児童相談所における一時保護児童総数（一時保護所・委託）の推移



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

## 2 子どもの貧困対策の推進

### 【提案内容】

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

子どもの貧困対策については、教育や生活の安定に資するための各支援施策において、総合的な対策を強力に推進するとともに、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成に、国を挙げて取り組むこと。

また、子どもの貧困の潜在化などを踏まえ、地域で子どもの居場所づくり（子ども食堂等）を行う団体等への支援を強化するため、団体間のネットワークづくりに対し、市町村のニーズに寄り添うきめ細かな支援となるよう充実を図ること。

#### ◆現状・課題

子どもを取り巻く環境は厳しく、2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らす貧困の状態にあるとされている。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会の脆弱性が浮き彫りになり、特に弱い立場にある子どもたちへの支援を強化する必要がある。

貧困などの困難な環境にある子どもに対して、実効性のある支援を行き渡らせるためには、その背景にある様々な社会的要因を踏まえ、教育などの各支援施策において総合的な対策を推進し、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むことが不可欠である。

また、コロナ禍で子どもの貧困が潜在化していることから、地域で子どもやその保護者に対して支援を行う団体等（子ども食堂等）が継続的に活動できるよう支援を強化する必要がある。

#### ◆実現による効果

子どもの貧困対策の推進により、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持って社会の実現につながる。

区 分	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年
子どもの貧困率 (前回との比較)	13.7% (△0.4)	14.2% (+0.5)	15.7% (+1.5)	16.3% (+0.6)	13.9% (△2.4)	13.5% (△0.4)
						14.0%※

※OECDにて改定された新基準値

(厚生労働省「令和元年（2019年）国民生活基礎調査」より作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

### 3 社会的養育経験者（ケアリーバー）の自立支援の推進

#### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

社会的養育経験者（ケアリーバー）に対する自立支援を強化するため、入居による生活・就業支援を行う自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の措置費基準を改善すること。

#### ◆現状・課題

自立援助ホームの職員配置は、入居定員が6人以下の場合、「指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には、残りを補助員をもって代えることができる」との「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱」（厚労省児童家庭局・平成29年3月31日一部改正）により、職員配置割合は（6：2.5）となる。

一方で、同じ定員規模である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでは、設置運営要綱上では自立援助ホームと同じ（6：2.5）の職員配置であるが、「児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算」により、入居定員6人の場合、「児童指導員又は保育士を最大3名加配する」とされており、職員配置割合は（6：5.5）となり、自立援助ホームよりも安定的な運営が可能な状態となっている。

児童年齢を超えた社会的養護経験者に対する自立支援については、児童福祉法等の改正も議論されており、社会的に必要性が高まっている一方、その支援の担い手である自立援助ホームの現状の職員配置基準では、週に複数回の宿直が必要になるなど、労働基準法で定める基準にも適合しない状況である。

#### 【職員配置割合の比較】

地域小規模児童養護施設 分園型小規模グループケア	自立援助ホーム
<b>6 : 5.5</b> 入居者6名定員の場合、小規模かつ地域分散化加算を付加した職員配置5.5人	<b>6 : 2.5</b> 入居者6名定員の場合、職員配置2.5人

#### ◆実現による効果

自立援助ホームの措置費基準が改善することにより、設置数が増加し、支援対象者の年齢要件の弾力化（年齢制限の撤廃）に対応した支援体制が構築できる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課）

## 4 ケアラー・ヤングケアラーへの支援

### 【提案内容】

提出先 文部科学省、厚生労働省

法令上にケアラー・ヤングケアラーが支援の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市区町村の役割分担についても明らかにすること。

また、ケアラー・ヤングケアラーの支援に向け、福祉・介護・医療・教育との連携や、声を上げやすい環境づくりを行うとともに、財政的支援を拡充すること。

#### ◆現状・課題

ケアラーとは、一般的に「こころや身体に不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされている。

ケアラーは、18歳未満のヤングケアラー、18歳以上の若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在している。

ケアラー・ヤングケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉分野のほか、教育や労働など多様な分野にわたっており、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが重要である。しかし、ケアラー・ヤングケアラーは、自発的に声を上げにくく、各種支援制度のはざまに陥りがちであり、今般のコロナ禍により支援の必要性は高まっているにも関わらず、必要な支援が受けられない状況も懸念される。

ヤングケアラーについて、国は、実態に関する調査を行い、中高生の約20人に1人がヤングケアラーと思われ、宿題をする時間や勉強する時間が取れないなど、子どもの生活や進路等に影響があるなどの結果を踏まえ、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、また、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）にも、ヤングケアラーへの支援が初めて明記されたところである。

県では、ケアラー支援庁内連絡会議を設置し、福祉や教育などの関係部署が、課題を共有し、連携して当事者が声を上げやすい環境づくり等に取り組んでいる。令和4年度から新たに、ケアラー・ヤングケアラーが相談しやすいよう、気軽に悩みを相談でき、SOSを発信できる、SNSや電話での専用相談窓口を設置するとともに、福祉や教育などの関係機関をコーディネートし、適切な支援につなげられるようケアラー支援専門員を配置するなど、早期発見・早期対応の取組を強化している。さらに、NPOや民間企業と連携した共助の取組により、ケアラー・ヤングケアラーを支援していくこととしている。

また、国では、ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、地方自治体による先進的な取組などを支援するとした。しかし、「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」では、令和4年度予算概算要求の段階では国10/10補助のところ、最終的には2/3になったことで、実施を検討していた事業が実施できないなど、補助率低下の影響は大きいことから、財政的支援を拡充する必要がある。

#### ◆実現による効果

ケアラーが支援の対象であることが明確化され、国・都道府県・市区町村の役割分担が法令上で整理されることにより、それぞれの支援の取組に根拠ができ、各支援機関がより支援に取

り組みやすくなることで、制度や分野を横断してケアラー・ヤングケアラーにとって必要な支援が行えるようになる。

また、国が広く積極的に周知啓発することなどにより、ケアラー・ヤングケアラーが声を上げやすい環境づくりが期待できる。

さらに、ケアラー・ヤングケアラーへの支援に対する財政的支援を拡充することで、都道府県及び市区町村の積極的な事業展開を期待できる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課、子ども家庭課)

## 5 医療的ケア児への支援の充実強化

### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条第1項により都道府県が設置できるとされた医療的ケア児支援センターについて、**医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるようにするため、充実強化を図るとともに、十分な財政支援を行うこと。**

また、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な支援を受けられるようにするため、**学校に配置する看護師を確保できるよう十分な財政支援を行うとともに、特別支援学校に在籍する医療的ケア児がスクールバスに乗車する際に、看護師だけでなく、救急救命士等で喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者の資格のある者が医療的ケアを実施できるようにすること。**

#### ◆現状・課題

- (1) 医療的ケア児が増加するなか、医療的ケア児を在宅等で支える医療人材をはじめとする医療資源は依然として不足しており、家庭での生活、通学及び学校での活動等における医療的ケアが、保護者の大きな負担となっている。国においては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を施行し、医療的ケア児の生活を社会全体で支えることを、その基本理念としたところであるが、保護者の負担軽減等に向け、一層の取組を進める必要がある。
- (2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第14条第1項で規定される医療的ケア児支援センターの業務については、医療的ケア児を社会全体で支え、医療的ケア児等がその居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援が受けられるようにしていくとの方向性が示されたものであり、各地域における社会的資源の把握や、課題等についての情報交換、地域のコーディネーターが行う相談・助言等の支援など、各地域において実施される医療的ケア児に対する支援との連携強化が重要となる。
- (3) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第10条第2項では、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするための看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとされている。学校に在籍する医療的ケア児への対応にあたっては、看護師が、機器の管理や医療的ケアの実施など、実働を担っていることから、看護師の適切な人数を確保することが重要であり、そのための十分な措置が必要である。また、通学における保護者の付添いの解消に向けて、看護師以外にも、救急救命士等で喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者の資格のある者がスクールバスに同乗しての見守りを可能にする必要がある。

#### ◆実現による効果

医療的ケア児支援センターについて、地域の実情に応じた柔軟な運営や人員の配置など、その体制の拡充や機能の強化が図られることで、医療的ケア児とその家族が、居住する地域にかかわらず、等しく適切な支援を受けられるようになり、ライフステージに応じた切れ目のない支援が実現する。

また、看護師の適切な人数を確保することにより、医療的ケア児が、保護者の付添いがなくとも、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようになるとともに、通学において、救急救命士等で喀痰吸引等の認定特定行為業務従事者の資格のある者がスクールバスに同乗しての見守りが可能となることで、保護者の付添いの解消が一層図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、教育局特別支援教育課)